

第69号議案

ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する等の条例

(ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員のサービスの宣誓に関する条例

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する職員をいう。)について準用する。この場合において、前項及び次条中「任命権者」とあるのは「ふじみ野市教育委員会」と、別記様式中「地方自治」とあるのは「地方自治及び教育」と、「公務を民主的かつ能率的に運営すべき」とあるのは「教育公務員としての」と読み替えるものとする。

別記様式中「㊦」を削る。

(ふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例及びふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) ふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第58号)

(2) ふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第65号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例及びふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、第2条の規定による廃止前のふじみ野市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する条例第2条及びふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第1項の規定によりされたサービスの宣誓は、第1条の規定による改正後の職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第1項の規定によりされた宣誓とみなす。

令和3年8月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

職員のサービスの宣誓について、宣誓の方法及び宣誓書の押印を見直し、並びに条文を整備するため、ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部の改正等を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。